

(別添)

## 建設副産物対策委員会設置要綱

### 1. 目的

建設副産物対策の推進において福井県の公共事業が先導的な役割を果たすため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理の徹底を図るため、事務所等に建設副産物対策委員会を設置する。

### 2. 用語の定義

#### 1) 事務所等

公共事業を発注する各課及び各出先事務所

### 3. 建設副産物対策委員会

1. 目的を達成するため、事務所等の次長等を委員長とする建設副産物対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (1) メンバー等

事務所等の次長を委員長とし、その他、関係課長等および委員長が必要と認めた者を委員とする。なお、発注する所属に該当者がいない場合あるいは特段の事情がある場合は、各所属にて委員長および委員を決定する。

#### (2) 所掌事務

##### 1) 事業の各段階における、リサイクル状況の把握・検討・調整・指示等

(計画案(計画・設計方針)の策定時点)

事務所等の管内の事業のうち別途に定める事業について、設計業務の成果に基づき、発生抑制・減量化・再生利用の促進の観点から、必要に応じて改善措置の要否について検討し、必要な改善措置の提案を行うほか、再利用可能な建設副産物について、他機関も含めた利用調整を行う。

(設計図書の作成時点)

設計額が5,000万円以上の事業について、積算担当者が作成するリサイクル計画書・リサイクル阻害要因説明書について、リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合には、必要な改善措置を講じるよう積算担当者に対して指示をすることができる。

##### 2) 他機関等との連絡調整

工事間利用によるリサイクルを促進するため、他の建設工事発注機関等との連絡調整を図る。

##### 3) リサイクル実施状況のとりまとめ

事務所等の管内で実施される公共工事について作成される再生資源利用[促進]計画書の実施状況等について、半期ごとにとりまとめ、建設副産物対策連絡協議会に報告する。

##### 4) その他建設リサイクルの推進に関する事項

別表

建設副産物対策委員会設置要綱の3.建設副産物対策委員会(2)所掌事務1)の別途に定める事業(福井県公共事業環境配慮ガイドライン第2.対象事業と同じ)

事業の種類	施設の内容および規模
1. 道路の整備	1. 国道(県事業) 県道 イ 2車線以上かつ計画延長1km以上の道路の整備 ロ 橋長100m以上の橋梁および高架橋の整備 ハ 計画幅員4m以上かつ計画延長1km以上の自転車道の整備 2. 農道 イ 2車線以上かつ計画延長1km以上の農道の整備 3. 林道 イ 計画延長5km以上の林道の整備
2. 河川の整備	計画延長1km以上の河川の整備
3. 海岸の整備	計画延長500m以上または公有水面埋立面積が1ha以上となる海岸施設の整備
4. ダムの整備	湛水面積が2ha以上7.5ha未満のダムの整備
5. 港湾および漁港の整備	公有水面埋立面積が1ha以上となる港湾施設および漁港施設の整備
6. 砂防堰堤および治山ダムの整備	1. 堤高15m以上または貯砂量50,000m <sup>3</sup> 以上の砂防堰堤の整備 2. 災害復旧に係るものを除く治山ダムの整備
7. 急傾斜地崩壊対策、地すべり対策および雪崩対策に係る施設の整備	1. 事業対象面積10ha以上の急傾斜地崩壊対策施設の整備 2. 事業対象面積50ha以上の地すべり対策および雪崩対策に係る施設の整備
8. 圃場および用排水の整備	1. 受益面積20ha以上の圃場の整備 2. 受益面積200ha以上の用排水施設の整備
9. 公園の整備	事業面積20ha以上の公園の整備
10. 下水道の整備	処理能力5,000m <sup>3</sup> /日以上 of 下水処理場の整備
11. 水道施設等の整備	計画給水量20,000m <sup>3</sup> /日以上 of 浄水場等の整備
12. 水力発電施設の整備	出力2,000kw以上の発電施設の整備
13. 建築物の整備	延床面積3,000m <sup>2</sup> 以上の建築物の整備

\*その他事業部局等の長が必要と認めるもの。

( 追記 )

建設副産物対策委員会設置要綱 3 . 建設副産物対策委員会 ( 1 ) メンバー等について

土木部において、メンバー等については以下を原則とする。

委員長は、本庁にあっては課長とする。また出先機関にあっては、技術次長とする。なお、技術次長がない場合には所長とする。

委員は、本庁にあっては参事および各主任 ( 技術職 ) とする。また、出先機関にあっては、課長 ( 技術職 ) および企画主任 ( 技術職 ) とする。